

長浜市ふるさと寄附特産品等提供事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市にふるさと寄附を行った者（以下「寄附者」という。）に対し、特産品等を提供する事業者を募集することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと寄附 ふるさと長浜寄附条例（平成20年長浜市条例第30号）に基づく寄附をいう。
- (2) 地元事業者 市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人その他の団体又は個人事業者をいう。
- (3) 特産品等 市内で製造、加工、採取、栽培等をする商品又は地元事業者が市内で提供するサービスであって、第5条の規定による承認を受けた地元事業者（以下「特産品等提供事業者」という。）が提供し、市長が寄附者に贈呈するものをいう。
- (4) 送付等業務受託事業者 市から寄附者管理並びに書類及び特産品等の送付等の業務を受託した事業者をいう。

(特産品等提供事業者の資格要件)

第3条 特産品等提供事業者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 長浜市税に滞納がないこと。
 - (2) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる場合
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれの場合に該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められる場合
 - (3) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。
- (ふるさと寄附推進事業への参加の承認申請)

第4条 特産品等提供事業者としてこの要綱による事業（以下「特産品等提供事業」という。）に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、長浜市ふるさと寄附特産品等提供事業参加承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 申請者が行う事業の概要が分かるパンフレットその他これに類するもの

(3) 特産品等提供事業において提供しようとする特産品等の紹介パンフレットその他これに類するもの

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項による参加承認をされた年度から継続して次年度も承認を受けようとする場合又は市長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

3 申請者は、当該申請に係る特産品等が受注生産によるなど寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品等の送付の時期が限られるものである場合は、申請書にその旨を記載しなければならない。

（ふるさと寄附推進事業への参加承認等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請者の参加の承認又は不承認を決定したときは、長浜市ふるさと寄附特産品等提供事業参加承認（不承認）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認の有効期限は、市長が定める日から当該年度の3月31日（同日までに寄附者に対して特産品等の送付が完了していない場合にあっては、当該送付が完了した日）までとする。

（特産品等提供事業者の責務）

第6条 特産品等提供事業者は、前条第1項の承認を受けた後、提供する特産品等の変更を行おうとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 特産品等提供事業者は、特産品等の提供が困難となったときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

3 特産品等提供事業者は、提供した特産品等の品質、性能等の商品に関する苦情又は事故に対しては、責任を持って誠実に対応しなければならない。

4 特産品等提供事業者は、長浜市ふるさと寄附推進のための広報を目的としたホームページ、パンフレット等の製作のために必要な協力を行わなければならない。

（特産品等の提供）

第7条 特産品等提供事業者は、寄附者から送付等業務受託事業者を通じて特産品等の申込みがあったときは、速やかに当該特産品等を提供するものとする。

2 特産品等提供事業者は、在庫不足その他の理由により、寄附者から特産品等の申込みがあった時から寄附者に送付するまでの期間が14日を超えることが見込まれるときは、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、第4条第3項の規定により、同条第1項の申請書にその旨を記載している場合は、この限りでない。

3 特産品等提供事業者は、特産品等の送付に際し、市長が適当と認める範囲において、パンフレット等を同封することができる。

- 4 特産品等提供事業者は、特産品等を提供したときは、送付等業務受託事業者に対し、市長が別に定める費用の額の支払を請求するものとする。
- 5 送付等業務受託事業者は、前項の規定による請求があったときは、市長が別に定める費用を特産品等提供事業者が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。
- 6 特産品等提供事業者は、特産品等を提供した年度の終了後1年間は、特産品等の提供に係る関係書類を保管するものとする。
- 7 市長は、特産品等の送付に関し、費用が著しく発生すると市長が認める場合は、特産品等提供事業者と協議の上、その取扱いについて定めるものとする。

(委託の禁止)

第8条 特産品等提供事業者は、特産品等提供事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 特産品等提供事業者は、特産品等提供事業の実施に係る権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特産品等提供事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に特産品等の提供を行っている事業者は、令和7年3月31日(同日までに寄附者に対して特産品等の送付が完了していない場合にあっては、当該送付が完了した日)まで第5条第1項による承認がなされたものとみなす。